

京都市告示第 29 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）の起点を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年4月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

名 称	旧 新 別	起 終	点 点
第二太田川	旧	左京区大林町1番地の3地先 同区一乗寺大原田町1番地の2地先	
	新	左京区修学院犬塚町23番地の1地先 同区一乗寺大原田町1番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)